

令和3年第8回教育委員会会議記録

令和3年5月27日（木）

◎議事日程

- | | | |
|-------|------------|------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 日程第 2 | 議案第1号 | 八雲町教育支援委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 議案第2号 | 八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について |
| 日程第 4 | 議案第3号 | 八雲町学校運営協議会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第4号 | 八雲町指定文化財の諮問について |
| 日程第 6 | 議案第5号 | 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 7 | 議案第6号 | 令和3年度教育費補正予算の意見聴取について |
| 日程第 8 | 報告第1号 | 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について |

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	神 原 伸 哉
委 員	福 田 浩 子

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	佐 藤 真理子
社会教育課文化財係主任	大 谷 茂 之
体育課長	三 坂 亮 司
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

- 教育長 本日、令和3年第8回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。
本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和3年第8回八雲町教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

- 教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
○学校教育課長 議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。議案書1ページをお開き願います。
教育支援委員会については、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置するものであります。
委員については、八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、「医師、知識経験者、町内小、中学校校長・教頭・教諭、医療施設の職員、関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。」と定められており、この度、議案書記載の20名を任命するものです。
なお、任期は条例第4条第2項の規定により、本年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。
以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

- 教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

- 教育長 日程第3 議案第2号「八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
○学校給食センター所長 議案第2号八雲町学校給食センター運営委員の委嘱についてご説明いたします。議案書3ページになります。

学校給食センター運営委員会については、八雲町学校給食センター設置条例第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、委員は、学校職員、父母の代表者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

この度の委嘱は、運営委員を務めていただきました学校長の異動及びPTA役員の改選に伴う欠員が生じたため、委員の補充として議案記載の6名を委嘱するものであります。

なお、委嘱日は令和3年4月1日、任期は条例第4条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和3年9月30日までとなっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。議案書4ページをお開き願います。

学校運営協議会委員については、令和3年4月28日開催の第6回教育委員会会議において、4中学校区あわせて54名を任命することについて可決いただきましたが、この度、起案書記載の2名について、新たに八雲中学校区の委員に任命しようとするものであります。記載の2名を任命することにより、学校運営委員は八雲中学校区で14名に、4中学校区合計では56名となります。

以上、議案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしくよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町指定文化財の諮問について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第4号八雲町指定文化財の諮問について説明いたします。議案書5

ページをお開きください。

本件は、八雲町文化財保護条例第4条の規定に基づき、別紙2件3個を八雲町指定文化財として指定するため、八雲町文化財保護審議会に諮問するものです。

今回諮問しようとする文化財について説明いたします。議案書6ページをお開きください。

八雲町指定文化財候補物件1件目は7ページにある名称「北海道第1号の木彫り熊とモデルとなったスイス製木彫り熊」です。

員数2個、構造及び形式は木彫、寸法又は重量、材質はそれぞれについて議案書に掲載のとおりです。

八雲町指定文化財の指定を適当と認める理由ですが、北海道第一号の木彫り熊は、徳川義親が大正11年にスイスで購入した木彫り熊を八雲町に送り、それをモデルとして伊藤政雄が製作し大正13年の品評会に出品したもので、記録に残る中では北海道で最初に作られた木彫り熊である。

その後、八雲で作られた木彫り熊は道内外の品評会でも良好な成績を残すとともに、八雲を代表する農民美術品として各地で販売され、北海道を代表する土産品と紹介されるようになる。また昭和期には八雲以外の地域でも盛んに作られるようになり、単なる土産品にとどまらず美術品としても扱われる木彫の1ジャンルを形成するが、北海道第一号の木彫り熊はそのはじまりとなる木彫り熊であり、貴重である。

さらに、一つの土産品のルーツが明確であることは珍しく、モデルとなったスイス製木彫り熊も残されていることから、北海道第一号の木彫り熊と合わせて八雲町指定文化財に指定することが適当であると考えます。

所有者は八雲産業株式会社ですが、八雲町郷土資料館寄託されています。管理責任者は八雲町教育委員会で、文化財の所在は八雲町木彫り熊資料館です。

続いて、議案書8ページをお開きください。同じく候補物件2件目は9ページにある名称「家形石製品」です。

員数1個、構造及び形式は石製品、寸法又は重量、材質は議案書に記載のとおりです。

八雲町指定文化財の指定を適当と認める理由ですが、家形石製品は、栄浜1遺跡の平成9年度発掘調査により出土した縄文時代中期の家を模した溶結凝灰岩製の石製品である。隅丸方形に近い平面形と、入母屋作りの屋根と壁からなる形状で、全体に加工が施されているが屋根の部分が特に丁寧に磨かれている。

縄文時代の家を模した国内唯一の考古資料であり、縄文時代の住居を考える上で大変貴重なものであることから、八雲町指定文化財に指定することが適当であると考えます。

所有者、管理責任者ともに八雲町教育委員会、文化財の所在は八雲町郷土資料館です。

以上、議案第4号八雲町指定文化財の諮問についての説明とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○羽田委員 八雲町文化財保護審議会に諮問し、八雲町指定文化財に指定された場合、北海道指定文化財にはなるのでしょうか。

○社会教育課長 今回諮問する文化財は八雲町指定の文化財となります。北海道指定の文化財とは別になります。

○羽田委員 今回町の指定文化財になった場合、今後北海道の指定文化財になる道筋はあるのでしょうか。

○社会教育課長 今回町の指定文化財となった場合、北海道の指定文化財保護審議会にあっていきますと、北海道の指定文化財となる場合もございます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○松永委員 この3点が町の指定文化財に諮問されることは大変良いことだと思いますが、1点確認させてください。3つ目の家形石製品というのは、確かに家の形には似ていると思いますが、本当に家を模したもので間違いないのでしょうか。

○社会教育課文化財係主任 只今の松永委員の質問ですが、研究者の大半は家を模したもののという見解を持っています。ただ、学会の中でも一部で違うのではないかという意見もございますが、この家形石製品が出土されるまでは、縄文時代の復元住居は壁を持たない構造の復元住居を作っておりまして、それがこの石製品が出土されたことで縄文時代でも壁立ちであることが全国的にも分かって、三内丸山遺跡などでも壁立ちの住居を復元しているということで、この石製品が縄文時代の住居を示していると認識しています。

○松永委員 大変貴重なものであるということが分かりました。

○教育長 どのような場で議論されたり発表されたりしたのか補足をお願いします。

○社会教育課文化財係主任 考古学の論文の中ではこの石製品が家を模している発表されていたり、考古学者の学会などではいくつか議論されたりしておりました。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○福田委員 今回の3点については分かりましたが、以前に町の指定文化財に指定されているものは何点くらいあるのでしょうか。

○社会教育課長 八雲町の指定文化財としては、全部で27点ございます。合併前の旧熊石町、旧八雲町の分を合わせての数となります。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則について」

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第5号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

本件は、東京オリンピック・パラリンピック開催により、令和3年度のスポーツの日が移動することに伴い、秋季休業日の特例を定めるための改正であります。

それでは、改正内容について、ご説明いたします。

規則の附則に、令和3年度における休業日の特例を追加するもので、規則第6条第1項第6号に規定する秋季休業日については、例年10月の第2月曜日がスポーツの日であることから、10月の第2月曜日の翌日と翌々日の2日間としておりましたが、令和3年度は、東京オリンピックの開会式が実施される7月23日がスポーツの日となるため、令和3年度に限り、秋季休業日を10月の第2月曜日と翌日の2日間とするものであります。

附則として、施行期日を公布の日からとしております。

以上、議案第5号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「令和3年度教育費補正予算の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第6号令和3年度教育費補正予算の意見聴取について説明いたします。議案書11ページをお開きください。

本件は、6月7日開会予定の令和3年第2回八雲町議会定例会に提案する「令和3年度教育費補正予算」について、去る5月17日開催の第7回教育委員会議でご協議いただいたところですが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から教育委員会の意見を求められましたので、意見なしとするものであります。議案書12ページをお開きください。

この度の補正は平成31年1月末に閉店した函館市にある棒二森屋本館正面玄関に設置されている故根本勲氏の制作による熊の石像2体を、郷土資料館に展示するための運搬・設置にかかる費用として郷土資料館展示資料運搬料119万9千円で、補正予算要求内容については第7回会議でご協議いただいた内容と変更ございません。

以上、議案第6号令和3年度教育費補正予算の意見聴取についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告についてご説明いたします。議案書13ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり令和3年5月18日に専決処分いたしましたのでご報告いたします。

それでは内容についてご説明いたします。議案書最終ページ、14ページになります。

本件は、令和3年3月22日、八雲町熊石雲石町135番地2の八雲町ふれあい交流センターくまいし館駐車場において、町有大型バスが放課後子ども対策事業に参加した子どもたちの迎えため、施設正面玄関前に停車しようとした際、ハンドル操作を誤り、施設正面玄関付近に駐車していた相手方車両の右前方側面部に接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定によりその損害を賠償するため、損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は、車両の修理費等25万635円で、損害賠償の相手方につきましては、議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故に伴います過失割合は、町側100パーセントで、相手方及び保険会社との協議が成立したことから、示談日をもって速やかに損害賠償を行うため専決処分したものであります。

職員には日ごろから安全運転に十分注意するよう喚起しておりますが、今後におきましても、こうした事故のないようより一層の安全運転の指導の徹底に努めてまいります。

この度は、関係各位にご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年第8回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時24分】